

「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について

- ❑ 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、**一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい**。
- ❑ その実現のためには、**株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」を発出し、**取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請**。
- ❑ 今後、要請を受けた**企業の対応状況を把握しつつ、総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示（有報開示後の総会）**を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。

